

民法（相続関係）等の改正に関する中間試案（案）

第1 配偶者の居住権を保護するための方策

1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策

(1) 遺産分割が行われる場合の規律

ア 短期居住権の内容

- ① 配偶者は、相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合には、遺産分割（協議、調停又は審判）により当該建物の帰属が確定するまでの間、引き続きその建物を無償で使用するものとする（以下では、この権利を「短期居住権」という。）。
- ② 短期居住権の取得によって得た利益は、配偶者が遺産分割において取得すべき財産の額（具体的相続分額）に算入しないものとする。

イ 短期居住権の効力

(7) 用法遵守義務及び善管注意義務

配偶者は、居住の目的及び建物の性質により定まった用法に従ってア

- ①の建物を使用し、善良な管理者の注意をもってア①の建物を保存しなければならないものとする。

(イ) 必要費及び有益費の負担

- ① 配偶者は、ア①の建物の通常必要費を負担するものとする。
- ② 配偶者がア①の建物について通常必要費以外の費用を支出したときは、各相続人は、民法第196条の規定に従い、その法定相続分に応じてその償還をしなければならないものとする。ただし、有益費については、裁判所は、各相続人の請求により、その償還について相当の期限を許与することができるものとする。

(ウ) 短期居住権の譲渡及び賃貸等の制限

配偶者は、短期居住権を第三者（注1）に譲り渡し、又はア①の建物を第三者に使用又は収益させることができないものとする。

ウ 短期居住権の消滅

- ① 次に掲げる場合には、配偶者以外の相続人は、単独で短期居住権の消滅を請求することができるものとする。
 - ア 配偶者がイ(7)の規定に違反したとき
 - イ 配偶者がイ(ウ)の規定に違反して第三者にア①の建物の使用又は収

益をさせたとき

② 短期居住権は、配偶者がア①の建物の占有を喪失し、又は配偶者が死亡したときは、消滅するものとする。

③ 配偶者は、短期居住権が消滅したとき（注2）は、ア①の建物を相続開始時の原状に復する義務を負うものとする。

(2) 配偶者以外の者が無償で配偶者の居住建物を取得した場合の特則

① 配偶者が相続開始の時に被相続人所有の建物に無償で居住していた場合において、配偶者以外の者が遺言（遺贈、遺産分割方法の指定）又は死因贈与により相続財産に属する建物の所有権を取得したとき（注2）は、配偶者は、相続開始の時から一定期間（例えば6か月間）は、無償でその建物を使用することができるものとする。

② その余の規律は、(1)イ及びウに同じ（注3）。

（注1）ここでの「第三者」は、配偶者以外の者をいう（(1)ウ①④においても同じ。）。

（注2）配偶者が遺言又は死因贈与により前記建物についての長期居住権（後記）を取得した場合を除く。

（注3）もっとも、この場合に、短期居住権の消滅請求（(1)ウ）をすることができるのは、

①の建物の所有権を取得した者に限られる。

（補足説明）

○ 部会資料12からの変更点

実質的変更点はないが、前記(2)の場合における短期居住権の消滅請求権者等について、注を付加した。

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

(1) 長期居住権の内容

配偶者が相続開始の時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、終身又は一定期間、配偶者にその建物の使用を認めることを内容とする法定の権利（以下「長期居住権」という。）を新設するものとする。

(2) 長期居住権の成立要件

① 配偶者は、次に掲げる場合には、長期居住権を取得し、その財産的価値に相当する金額を相続したものと扱うものとする（注1）。

㊦ 配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺産分割協議が成立し、又は遺産分割の審判が確定した場合

① 配偶者に長期居住権を取得させる旨の遺言（遺贈、遺産分割方法の指定）がある場合において、被相続人が死亡したとき

- ⑤ 被相続人と配偶者との間に、配偶者に長期居住権を取得させる旨の死因贈与契約がある場合において、被相続人が死亡したとき
 - ② 配偶者が長期居住権の取得を希望した場合であっても、(1)の建物の所有権を取得することとなる相続人の意思に反するときは、裁判所は、配偶者の生活を維持するために長期居住権を取得させることが特に必要と認められる場合に限り、①㉞の審判をすることができるものとする。
- (3) 長期居住権の効力
- ア 用法遵守義務及び善管注意義務
配偶者は、居住の目的及び建物の性質により定まった用法に従って(1)の建物を使用し、善良な管理者の注意をもって(1)の建物を保存しなければならないものとする。
 - イ 必要費及び有益費の負担
 - ① (1)の建物の必要費は、配偶者が負担するものとする。
 - ② 配偶者が(1)の建物について有益費を支出したときは、(1)の建物の所有者は、長期居住権が消滅した時に、その価格の増加が現存する場合に限り、その選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還しなければならないものとする。ただし、裁判所は、各相続人の請求により、その償還について相当の期限を許与することができるものとする。
 - ウ 長期居住権の譲渡及び賃貸等の制限
配偶者は、(1)の建物の所有者の承諾を得なければ、長期居住権を第三者(注2)に譲り渡し、又は(1)の建物を第三者に使用又は収益させることができないものとする。
 - エ 第三者対抗要件
配偶者は、長期居住権について登記をしたときは、長期居住権を第三者に対抗することができるものとする(注3)。
- (4) 長期居住権の消滅
- ① 次に掲げる場合には、(1)の建物の所有者は、長期居住権の消滅を請求することができるものとする。
 - ㉞ 配偶者が(3)アの規定に違反したとき
 - ④ 配偶者が(3)ウの規定に違反して第三者に(1)の建物の使用又は収益をさせたとき
 - ② 長期居住権は、その存続期間の満了前であっても、配偶者が死亡した場合には消滅するものとする。
 - ③ 配偶者は、長期居住権が消滅したときは、相続開始時の原状に復する義務を負うものとする。

(注1) 長期居住権の財産評価方法については、なお検討する。

(注2) ここでの「第三者」は、配偶者以外の者をいう ((4)①④においても同じ。)

(注3) 長期居住権を取得した配偶者に登記請求権を付与することを前提としている。長期居住権に関する登記手続をどのように定めるかについては、なお検討する。

(後注) 配偶者が(1)の建物の所有者に長期居住権の買取りを請求する権利を設けるか否か、設けるとした場合にどのような規律を設けるかについては、なお検討する。なお、仮にこのような規律を設けることとする場合には、例えば、以下のような規律にすることが考えられる。

㊦ 配偶者が(1)の建物を使用することができなくなったことについてやむを得ない事由がある場合には、配偶者は、(1)の建物の所有者に対し、相当の対価で長期居住権を買い取るべきことを請求することができるものとする。

㊧ ㊦の要件を満たす場合において、㊦の対価について当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、㊦の対価及び支払方法は、配偶者の申立てにより、裁判所がこれを定めるものとする。

㊨ 裁判所は、㊧の裁判をする時点で長期居住権の存続期間が「一定の期間」（例えば5年間）を超える場合には、その存続期間が「一定の期間」であるものとみなして、㊦の対価を定めるものとする。

㊩ 裁判所は、㊧の裁判をする場合には、(1)の建物の所有者の資力その他の事情を考慮して必要があると認めるときは、その裁判の日から「一定の期間」（注）を超えない範囲内において、長期居住権の譲渡の対価の支払について、その時期の定め又は分割払の定めをすることができるものとする。

㊪ 裁判所は、㊧の申立てがあった場合には、両当事者の関係、各当事者の生活の状況その他一切の事情を考慮して、㊧の支払方法を定めるものとする。

(注) ㊨の「一定の期間」と同じ期間にすることを想定している。

(補足説明)

○ 部会資料12からの変更点

部会資料12では、遺言や死因贈与によって配偶者に長期居住権を取得させる場合には、これと併せてその居住建物の所有者を定めることを要するものとしていた。この点について、前回会議では、仮に遺言で配偶者に長期居住権を取得させる旨定めていても、居住建物の所有者を定めていない場合には当該遺言が無効となるおそれがあるほか、その旨の定めがあった場合でも、当該所有者が遺言者より先に死亡した場合等について別途規律を設ける必要があるが、そこまでして遺言時に居住建物の所有者を定めることを要求する意義に乏しい

のではないかと指摘がされたところである。

そこで、本部会資料においては、当該部分の記載を削除し、遺言や死因贈与によって配偶者に長期居住権を取得させる場合にも、必ずしもその居住建物の所有者を定める必要はないこととした。

そのほか、前回会議における指摘を踏まえ、表現ぶりを修正した（長期居住権の買取請求権等）。

第2 遺産分割に関する見直し

1 配偶者の相続分の見直し

(1) 甲案（被相続人の財産が婚姻後に一定の割合以上増加した場合に、その割合に応じて配偶者の具体的相続分を増やす考え方）

○ 次の計算式（ $a + b$ ）により算出された額が、現行の配偶者の具体的相続分額を超える場合には、配偶者の申立てにより、配偶者の具体的相続分を算定する際にその超過額を加算することができるものとする（注1）。

（計算式）

$a = (\text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より高い割合 (注2)})$

$b = (\text{遺産分割の対象財産の総額} - \text{婚姻後増加額}) \times (\text{法定相続分より低い割合 (注3)})$

$\text{婚姻後増加額} = x - (y + z)$

$x =$ 被相続人が相続開始時に有していた純資産の額

$y =$ 被相続人が婚姻時に有していた純資産の額

$z =$ 被相続人が婚姻後に相続、遺贈又は贈与によって取得した財産の額（注4）

$\text{純資産の額} = \text{積極財産の額} - \text{消極財産の額}$

（注1）この超過額については、配偶者の具体的相続分を算定する際に現行の寄与分と同様の取扱いをすることを前提としているが、現行の寄与分との関係については、なお検討する。

（注2）例えば、配偶者が①子と共に相続する場合には3分の2、②直系尊属と共に相続する場合には4分の3、③兄弟姉妹と相続する場合には5分の4とすること等が考えられる。

（注3）例えば、配偶者が①子と共に相続する場合には3分の1、②直系尊属と共に相続する場合には2分の1、③兄弟姉妹と相続する場合には3分の2とすること等が考えられる。

（注4）「相続によって取得した財産の額」とは、被相続人が相続によって取得した積極財産の額から被相続人が承継した相続債務の額を控除した額をいう。

(2) 乙-1案（婚姻成立後一定期間が経過した場合に、その夫婦の合意により〔各配偶者の意思表示により〕配偶者の法定相続分を引き上げること認める考え方）

○ 民法第900条の規定にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、その婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過した後に、その夫婦が協議により配偶者の法定相続分を引き上げる旨〔一方の配偶者が他方の配偶者の法定相続分を引き上げる旨〕を法定の方式により届け出たときは、相続人の法定相続分は、次のとおりとするものとする。（注1、2）

ア 子及び配偶者が相続人であるときは、配偶者の相続分は3分の2とし、子の相続分は3分の1とする。

イ 配偶者及び直系尊属が相続人であるときは、配偶者の相続分は4分の3とし、直系尊属の相続分は4分の1とする。

ウ 配偶者及び兄弟姉妹が相続人であるときは、配偶者の相続分は5分の4とし、兄弟姉妹の相続分は5分の1とする（注3）。

（注1）法定相続分の引上げの有無に関する公示方法については、なお検討する。

（注2）この届出がされた後に届出の撤回を認めるかどうかについては、なお検討する。

（注3）配偶者が兄弟姉妹と共に相続する場合には、兄弟姉妹に法定相続分を認めないものとするとも考えられる。

(3) 乙-2案（婚姻成立後一定期間の経過により当然に配偶者の法定相続分が引き上げられるとする考え方）

○ 民法第900条の規定にかかわらず、配偶者が相続人となる場合において、相続開始の時点で、その婚姻成立の日から20年〔30年〕が経過しているときは、相続人の法定相続分は、次のとおりとするものとする（注）。

乙-1案のアないしウと同じ

（注）被相続人と配偶者の婚姻関係が破綻していた場合等を考慮して、前記規律の適用除外事由を設けるべきか否か、設ける場合にどのような適用除外事由が考えられるかについては、なお検討する。

（補足説明）

○ 前回の部会資料からの変更点等

前回会議における委員等からの指摘を踏まえ、表現について修正を行ったが、実質的内容に変更はない。

2 可分債権の遺産分割における取扱い

(1) 甲案（可分債権は相続の開始により当然に分割されることを前提としつつ、

これを遺産分割の対象に含める考え方)

- ① 預貯金債権等の可分債権（注1）を遺産分割の対象に含めるものとする。
- ② 相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができるものとする。
- ③ 遺産分割において各相続人の具体的相続分を算定する際には、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含めるものとする。
- ④ 相続開始後遺産分割終了時までの間に、可分債権の弁済を受けた相続人については、その取得した金額を具体的相続分から控除するものとする。
- ⑤ 相続人が遺産分割前に弁済を受けた額がその具体的相続分を超過する場合には、遺産分割において、その超過額につきその相続人に金銭支払債務を負担させるものとする。
- ⑥ 相続人が遺産分割により可分債権を取得した場合であっても、その相続人は、その法定相続分を超える部分の取得については、対抗要件を備えなければ、債務者その他の第三者に対抗することができないものとする。
- ⑦ ⑥の対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。
 - ㊦ 債務者に相続人の範囲を明らかにする書面を示して、相続人全員が債務者に通知をした場合
 - ① 相続人の一人が次の i 及び ii に掲げる場合に依り、それぞれその後段に定める書類を示して債務者に通知をしたとき
 - i 調停又は審判により遺産分割がされた場合 調停調書又は確定した審判書の謄本
 - ii 遺産分割協議が調った場合 遺産分割協議の内容及び相続人の範囲を明らかにする書面
 - ② 債務者が⑥の相続人に対して承諾をした場合
- ⑧ ⑦の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。
- ⑨ 相続人は、その相続分を保全するため必要があるときは、家庭裁判所に対し、遺産に属する可分債権の行使を禁止する仮処分を求めることができるものとする（注2）。

（注1）預貯金債権以外の可分債権、例えば不法行為に基づく損害賠償請求権についても遺産分割の対象に含めるか否かについては、なお検討する。

（注2）この場合には、遺産分割の審判又は調停の申立てをすることなく保全処分の申立てを認めること（いわゆる本案係属要件を不要とすること）も併せて検討することを想定している。

(2) 乙案（可分債権を遺産分割の対象に含めることとし、かつ、遺産分割が終了するまでの間、可分債権の行使を禁止する考え方）

- ① 預貯金債権等の可分債権（注1）を遺産分割の対象に含めるものとする。
- ② 相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、原則として、可分債権を行使することができないものとする（注2）。
- ③ 甲案の③ないし⑧に同じ。

（注1）甲案の（注1）に同じ。

（注2）相続人全員の同意がある場合以外に、相続人に遺産分割前の権利行使を認める方策については、なお検討する。この点については、例えば、㊦各預金口座の相続開始時の残高（一口座当たりの上限を設けることが考えられる。）に一定割合を乗じた額に満つるまでは、相続人に権利行使を認めるものとすることや、㊧現行の審判前の保全処分（仮分割や財産管理者の選任等）について、その特則を設け、発令要件を緩和するなどの措置を講ずること等が考えられる。

（補足説明）

1 甲案について

甲案については、前回の部会資料から特段の変更点はない。

2 乙案について（裁判所の判断を経て預貯金の払戻しを受ける制度について）

(1) 預貯金管理者制度について

第12回会議では、乙案を採用した場合に、相続人の生計維持等のために遺産分割前に預貯金の払戻しを受けることができるようにするため、預貯金債権について一定の管理処分権限を有する預貯金管理者の制度を設ける考え方等を提示した。

預貯金管理者の制度は、現行の遺産管理人の制度の特則として位置づけ、その地位及び権限については、基本的には遺産管理人の規定を適用することを想定している。すなわち、遺産管理人は、民法第103条に定める保存行為等を行う権限を有し、預貯金の管理に際して生じた費用の償還請求権と報酬請求権を有することになる。現行の遺産管理人は、民法第103条に定める行為を超える行為を行う場合には家庭裁判所の許可を得なければならないこととされている（民法第28条）が、預貯金管理者制度を設ける趣旨に鑑みると、預貯金管理者が選任された場合には、預貯金管理者に預貯金債権の行使につき一定の裁量を認め、その判断に基づいて預貯金の払戻しを受け、生計の維持等のためにこれを相続人に交付し、あるいは相続債務を弁済することができることとする必要がある。

そこで、預貯金管理者には、法律上預貯金債権についての包括的な処分権限を付与することとすることや、預貯金管理者を選任する際に、家庭裁判所が事案に応じて一定範囲の権限を付与することとすること等が考えられる。

また、預貯金管理者には、遺産管理人と同様、預金の管理についての善管注意義務（注）や、預金目録の調製義務、相続人及び家庭裁判所に対する報告・管理計算義務を課し、家庭裁判所による監督に服することとすることが考えられる。

（注） 預貯金管理者は、例えば、相続人から仮払の請求があった場合に、当該相続人の特別受益等を考慮してこれを認めるべきか否かを判断する必要があることとなるが、この点について預貯金管理者にどの程度の調査義務を課し、どのような場合に預貯金の仮払を認めるべきかについては、慎重な検討が必要である。

（2）考えられるその他の制度

前記のような預貯金管理者の制度を設けた場合には、相続人は、その都度裁判所の判断を求めることなく、必要に応じて預貯金の仮払を受けることが可能になる。

しかし、他方で、前記のとおり、預貯金管理者の権限や家庭裁判所の監督権限の範囲を適切に定める必要があり、この点について慎重な検討が必要になるが、これらの要件の定め方次第では、かえって相続人間の公平を図ることができなくなるほか、預貯金管理者及びこれを監督する家庭裁判所に過大な負担がかかり、制度の適切な運用が困難となることも考えられる。

そこで、預貯金債権については、前記乙案（注2）㊦記載の銀行窓口における仮払の制度を設けた上で、これによって対処することが困難な場合については、現行の仮分割の制度における「事件の関係人の急迫の危険を防止するために必要があるとき」という厳格な要件（家事事件手続法第200条第2項）を緩和し、ある程度柔軟に仮分割を認めることで対処すること等も考えられる。

3 一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化等

（1）一部分割の要件及び残余の遺産分割における規律の明確化

① 家庭裁判所は、遺産の範囲について相続人間で争いがあり、その確定を待っていてはその余の財産の分割が著しく遅延するおそれがあるなど、遺産の一部について先に分割をする必要がある場合において、相当と認めるときは、遺産の一部についてのみ、分割の審判をすることができるものとする。

② 一部分割の審判をしたときは、残余の遺産の分割（以下「残部分割」という。）においては、民法第903条及び第904条の規定（特別受益者

の相続分に関する規定)を適用しないものとする。ただし、一部分割の審判において、特別受益に該当する遺贈又は贈与の全部又は一部を考慮することができなかった場合はこの限りでないものとする。

③ ②本文の規律は、相続人間の協議により一部分割がされた場合(注)にも適用するものとする。ただし、当該協議において相続人が別段の意思を表示したときはこの限りでないものとする。

④ 一部分割の審判をしたときは、残部分割においては、民法第904条の2の規定(寄与分に関する規定)は適用しないものとする。ただし、相続人中に、残部分割の対象とされた遺産の維持又は増加について特別の寄与をした者がある場合において、一部分割の審判の中で、その寄与を考慮することができなかったときは、この限りでないものとする。

⑤ ④の規律は、相続人間の協議により一部分割がされた場合にも適用するものとする。ただし、当該協議において相続人が別段の意思を表示したときはこの限りでないものとする。

(注)調停により一部分割がされた場合も同様の取扱いをすることを想定している(⑤においても同じ。)

(2) 遺産分割の対象財産に争いのある可分債権が含まれる場合の特則

○ 家庭裁判所は、相続人間で可分債権の有無及び額について争いがある場合であっても、相当と認めるときは、遺産分割の審判において、その可分債権を法定相続分に従って各相続人に取得させる旨を定めることができるものとする。

(補足説明)

1 中間決定について

前回会議では、一部分割をする場合に審理の迅速化を図る観点から、中間決定によって遺産の一部を除外することができるようにすべきではないかとの指摘がされた。この点については、一部分割の要件を明確化した場合に、一部分割をすることが許容される場合かどうかについて当事者間に争いがあるときは、この争いは、家事事件手続法第80条に規定する「審判の前提となる法律関係の争いその他中間の争い」に該当することになるものと考えられる。したがって、特段の手当てをしなくても、家庭裁判所は、争点を整理するために必要がある場合等には、中間決定をすることによって審理の迅速化を図ることができるものと考えられる。この場合の中間決定については、独自に即時抗告を認めることとするまでの必要はないものと考えられる(なお、現行の家事事件手続法では、中間決定について即時抗告をすることはできないこととされている。)

2 その他

このほか、前回会議における指摘を踏まえ、表現について一部修正をした。

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

(1) 自書を要求する範囲について

① 自筆証書遺言においても、遺贈等の対象となる財産の特定に関する事項（注1）については、自書でなくてもよいものとする（注2）。

② ①に基づき財産の特定に関する事項を自書以外の方法により記載したときは、遺言者は、その事項が記載された全ての頁に署名し、これに押印（注3）をしなければならないものとする。

（注1）「財産の特定に関する事項」としては、

㊤ 不動産の表示（土地であれば所在、地番、地目及び地積／建物であれば所在、家屋番号、種類、構造及び床面積）

㊦ 預貯金の表示（銀行名、口座の種類、口座番号及び口座名義人等）等を想定している。

（注2）ただし、加除訂正をする場合には、当該加除訂正部分等の自書を要求する点を含め、通常に加除訂正の方式によるものとする。

（注3）これに加え、②に基づき押印をする際には、全て同一の印を押捺しなければならないものとするとも考えられる。

(2) 加除訂正の方式について（注）

変更箇所「署名及び押印」が必要とされている点を改め、署名のみで足りるものとする。

（注）(1)及び(2)の方策は両立し得るものであるが、偽造又は変造のリスクを考慮し、(1)の方策を講ずる場合には(2)につき現行法の規律を維持するものとするとも考えられる。

（補足説明）

部会資料12からの変更点はない。

2 遺言事項及び遺言の効力等に関する見直し

(1) 権利の承継に関する規律

① 相続人が遺言（相続分の指定、遺贈、遺産分割方法の指定）により相続財産に属する財産を取得した場合であっても、その相続人は、その法定相続分を超える部分の取得については、登記、登録その他の第三者に対抗す

ることができる要件を備えなければ、第三者に対抗することができないものとする。

② ①の相続財産に属する財産が債権である場合には、債務者その他の第三者に対する対抗要件は、次に掲げる場合に具備されるものとする。

ア 債務者に相続人の範囲を明らかにする書面を示して、相続人全員が債務者に通知をした場合

イ 遺言執行者が遺言の内容を明らかにする書面を示して債務者に通知をした場合

ウ 債務者が①の相続人に対して承諾をした場合

③ ②の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができないものとする。

(2) 義務の承継に関する規律

① 被相続人が相続開始時に負担していた債務の中に可分債務が含まれる場合には、各相続人は、その法定相続分に応じて相続債務を承継するものとする。

② ①の場合において、相続分の指定又は包括遺贈によって各相続人の承継割合が定められたときは、各相続人の負担部分は、その承継割合によるものとする。

③ ①にかかわらず、債権者が相続分の指定又は包括遺贈によって定められた割合に応じて相続債務を承継することを承諾したときは、各相続人は、その割合によって相続債務を承継するものとする。

④ 債権者が相続人の一人に対して③の承諾をしたときは、すべての相続人に対してその効力を生ずるものとする。

(3) 遺贈の担保責任

① 遺言者が相続財産に属する物又は権利を遺贈の目的とした場合には、遺贈義務者は、相続が開始した時（その後に遺贈の目的である物又は権利を特定すべき場合にあっては、その特定の時）の状態、その物若しくは権利を引き渡し、又は移転する義務を負うものとする。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従うものとする。

② 民法第998条を削除するものとする。

(補足説明)

前回会議では、部会資料12の記載について特段の異論はなかったが、債権取得の対抗要件の具備に関し、(1)②アに代わるものとして、簡易な通知の方法（「権利を取得した相続人が、遺言の内容を明らかにする書面を示して債務者に通知を

した場合)を設けることが可能かつ適切か検討する必要があるものと考えられる。

部会資料12では、遺言による権利の承継に関する規律として、特定承継(遺贈)であるか、包括承継(相続分の指定や遺産分割方法の指定)であるかにかかわらず、法定相続分を超える部分について、一律に対抗要件の具備を要求することとした上で((1)①)、債権を取得した場合の対抗要件の特則を設けることとしていた((1)②ア及びイ)。

この点について、現行法上は、相続による債権の取得につき対抗要件の具備は不要とされているにもかかわらず、相続を原因とする債権の取得に関し、新たな規律を設けて対抗要件の具備を要求すると、現行の規律と比較すれば権利取得者の負担が重くなることになる。また、不動産の権利取得については、現行の判例理論を変更し、遺産分割方法の指定等による権利移転につき対抗要件の具備を要求することとしつつも、権利取得者による単独での登記申請を認めることを想定しているのに対し(不動産登記法第63条第2項参照)、債権の取得については、相続人全員又は遺贈義務者による通知を要求し、権利取得者による対抗要件具備を認めないこととする点については、両者の整合性が問題になるようにも思われる。

これらの点について、どのように考えるか。

3 自筆証書遺言の保管制度の創設

- ① 自筆証書遺言(以下「遺言書」という。)を作成した者が一定の公的機関(注1)に遺言書の原本の保管(注2)を委ねることができる制度を創設するものとする。
- ② ①の保管の申出は、遺言者本人に限り、することができるものとする。
- ③ 相続人、受遺者及び遺言執行者は、相続開始後に、①に基づく保管の有無を確認することができるものとする(注3)。
- ④ 相続人、受遺者及び遺言執行者は、相続開始後に、①に基づき保管されている遺言書の原本を閲覧し、又は正本の交付を受けることができるものとする(注4)。
- ⑤ ①に基づき保管された遺言書については、検認を要しないものとする。
- ⑥ ①の公的機関は、相続人等から④に基づく申出がされた場合には、申出人以外の相続人及び受遺者等に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならないものとする。

(注1) 保管を行う公的機関としては、保管施設の整備等の必要性、転居時等における国民の利便性及びプライバシー保護の重要性を考慮し、全国で統一的な対応をすることが可能な機関を想定しているが、この点については、なお検討する。

- (注2) 原本を保管する際、災害等による滅失のおそれを考慮し、遺言書の内容を画像データにしたものを別個に保管することを想定している。このため、公的機関で保管をするに当たっては、仮に遺言書が封緘されていた場合であっても、遺言者本人の了解を得てこれを開封した上、画像データを作成することを想定している。なお、遺言書の保管をする際には、遺言者に遺言書の謄本を交付することが考えられる。
- (注3) 相続人が①に基づく保管の有無の確認をするときは、戸籍謄本等の提出を受けて、相続人であることを証明させることを想定している。
- (注4) 遺言書の原本は、相続開始後も、相続人等には交付せず、①の公的機関で一定期間保管することを想定している。

(補足説明)

- 1 部会資料12からの変更点
部会資料12からの実質的変更点はない。
- 2 前回会議での指摘事項について

○ 保管業務を行う公的機関について

遺言の保管業務を行う公的機関は、新たに構築される制度に基づく業務を担うことが可能な人的物的体制を有するものである必要があり、また、利便性の観点から、全国に存在する機関（例えば、法務局、公証役場、市区町村等）が望ましいと考えられるが、この点については、国民の意見を広く聴取しながら、さらに検討する必要がある。

もっとも、前回会議においては、保管業務を行う公的機関について、今後も議論が必要であるとしても、現時点で既に特定の機関（例えば、国民にとって身近な存在である市町村）を想定しているとの誤解を招かないよう、丁寧な説明をしておく必要があるとの指摘や、仮に本方策を講ずる場合には、保管施設の整備等について相応の予算措置が必要となるのではないかと指摘がされたところである。また、第11回会議においては、例えば市区町村において前記業務を行うとした場合には、情報漏洩のリスクがあるほか、保管開始後に転居した場合の対応が難しくなるおそれもあるとの指摘がされたところである。

そこで、これらの指摘を踏まえ、保管業務を行う公的機関については、設備や実務の面において、全国で統一的な対応をとることが可能な機関を想定している旨を注記することとした。

4 遺言執行者の権限の明確化等

(1) 遺言執行者の一般的な権限等

- ① 遺言執行者は、遺言の内容を実現することを職務とし、遺言の執行の妨害の排除その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権限を有するものとする（注1）。
- ② 遺言執行者の行為の効果は相続人に帰属するものとする（注2）。
- ③ 遺言執行者が就職を承諾し、又は家庭裁判所に選任されたときは、その遺言執行者は、遅滞なくその旨及び遺言の内容を相続人に通知しなければならないものとする。

（注1）遺言執行者が負う一般的な義務の内容をどのように定めるかについては、なお検討する。

（注2）現行の民法第1015条は削除するものとする。

(2) 民法第1013条の見直し

ア 甲案

民法第1013条を削除するものとする（注）。

イ 乙案

遺言執行者がある場合には、相続人がした相続財産の処分その他遺言の執行を妨げる行為は、無効とするものとする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができないものとする。

（注）甲案によれば、遺言による権利変動については、遺言執行者がある場合であるかどうかにかかわらず、前記2(1)①の規律が適用されることになる。

(3) 個別の類型における権限の内容

ア 特定遺贈がされた場合

- ① 特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者が遺贈義務者となるものとする。
- ② ①の規律は、遺言において別段の定めがされている場合には適用しないものとする。

イ 遺産分割方法の指定がされた場合

- ① 遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産（動産、不動産、債権等）を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人（以下「受益相続人」という）が対抗要件（注1）を備えるために必要な行為をする権限を有するものとする。
- ② ①の財産が特定物である場合においても、遺言執行者は、受益相続人に対してその特定物を引き渡す権限を有しないものとする。ただし、その特定物の引渡しが対抗要件となる場合は、①の規律を適用するものとする。

する。

③ ①の財産が預貯金債権（注2）である場合には、遺言執行者は、その預貯金債権を行使することができるものとする。

④ ①から③までの規律は、遺言において別段の定めがされている場合には適用しないものとする。

（注1）特定の財産が債権である場合には、債務者対抗要件を含む。

（注2）③により遺言執行者に権利行使を認める債権の範囲については、なお検討する。

(4) 遺言執行者の復任権・選任・解任等

① 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができるものとする。この場合において、やむを得ない事由があるときは、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負うものとする。

② 遺言執行者は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務の全部又は一部を辞することができるものとする。

③ 遺言執行者がその任務を怠ったときその他正当な事由があるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、遺言執行者を解任することができるものとする。

④ 遺言者が選任した遺言執行者が相当の期間内にその任務に属する特定の行為をしない場合において、相当と認めるときは、家庭裁判所は、受遺者又は相続人の申立てにより、当該行為について遺言執行者の権限を喪失させることができるものとする。

⑤ 家庭裁判所は、②から④までの場合において必要があると認めるときは、受遺者又は相続人の申立てにより（注）、新たに遺言執行者を選任し（②又は③の場合）、又は当該行為について権限を有する代理人を選任することができるものとする（②又は④の場合）。

（注）②の辞任によって新たに遺言執行者を選任する必要がある場合については、従前の遺言執行者にも申立権を認めることが考えられる。

(補足説明)

1 遺言執行者の一般的な義務の内容について

遺言執行者が負う一般的な義務の内容に関しては、従前から、遺言執行者が忠実義務を負うことを明示することが考えられるのではないかとの指摘がされてきたほか、少なくとも民法第108条が適用されることを明確にすべきであるとの指摘がされた。

遺言執行者は、現行法の下でも法定代理人であると解されているが、前記の

見直しはこれを変更するものではなく、遺言執行者にも民法第108条が適用されることを前提とするものである。

もっとも、この点を条文上どのように明確化するかについては、法制上の問題もあるため、遺言執行者の一般的な義務の内容をどのように定めるか（忠実義務の明文化を含む。）については、今後の検討課題である旨を注記することとした。

2 預貯金債権についての行使権限について

従前の会議において、遺言執行者に原則的に権利行使の権限を認めるべきものは預貯金債権に限られず、投資信託等の金融商品に基づく債権その他の財産権についても同様の取扱いをすることを検討すべきであるとの指摘がされたことを受け、部会資料12では、「遺産に属する債権について遺産分割方法の指定がされた場合において、その債権が継続的に取引を行うことを内容とする契約に基づいて生じたものであって、遺言者がその契約を解約することができ、又は遺言者の死亡がその契約の解約事由となっているときは、遺言執行者は、その解約に関する手続をする権限を有するものとする」との考え方を取り上げた。前回会議では、このような考え方について特段問題点の指摘はなかったが、一定の場合に遺言執行者に対して処分権限を付与することについては、従前の会議でもその濫用の危険性について懸念が示されたところである。

この点については、そもそも、どのような場合に遺言執行者に処分権限を付与する必要があるか、かつ、これが正当化されるのかという観点からの検討が不可欠であり、特に、遺言によって相続人の1人が預貯金債権等の権利を単独で取得した場合や、民法上債権者複数の場合であっても各債権者が単独で権利行使することができるかとされている場合についてまで、遺言執行者に処分権限を付与する必要があるのかといった点については慎重な検討を要するものと考えられる。

3 遺言執行者の復任権・選任・解任等について

前回会議では、遺言執行者の辞任について、相続人の同意を得て辞任することを認めるなど、辞任の要件を緩和すべきではないかとの指摘がされた。現行法上、代理人の復任権と辞任の要件については一定の関連性があるものと考えられ、任意代理については、復任権の行使が制限される反面、辞任について特段の制限はないのに対し、法定代理については、復任権の行使を原則として自由に認める反面、辞任については一定の制限が課されているものと考えられる。

遺言執行者は、法的には法定代理人であるが、現行法上、復任権と辞任の要件のいずれにおいても一定の制限が課されているところ、復任権の規律を見直し、通常の法定代理人と同様、原則としてその責任において復任権を行使する

ことができることとしていること（前記(4)①）、遺言執行者がいない場合には、家庭裁判所にその選任を求めることができるが、自由な辞任を認めると、遺言執行者の存否に関する判断が困難になるおそれがあること等に鑑みると、復任権に関する見直しに加えて、更に裁判所の許可を得ずに辞任を認めることについては、その必要性及び相当性に疑問があるようにも思われる。

この点についてどのように考えるか。

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

以下のとおり、遺留分減殺請求によって当然に物権的効果が生ずるとされている現行の規律を改め、遺留分減殺請求によって原則として金銭債権が発生するものとしつつ、受遺者又は受贈者において、遺贈又は贈与の目的財産による返還を求めることができる制度を設けるものとする。

(1) 甲案（受遺者等が金銭債務の全部又は一部の支払に代えて現物での返還を求めた場合には、裁判所が返還すべき財産の内容を定めるとする考え方）

① 遺留分を侵害された者は、受遺者又は受贈者に対し、遺留分減殺請求をすることにより、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を求めることができるものとする。この場合には、減殺の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求の時から3箇月を経過するまでの間は、遅滞の責任を負わないものとする。

② ①の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求者に対し、その請求の時から3箇月を経過するまでは、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨を主張することができる。その内容を当事者間の協議によって定めることを求めることができるものとする。この場合には、受遺者又は受贈者は、この協議が調い、又は後記④の裁判が確定するまでの間は、遅滞の責任を負わないものとする。

③ ②の協議が調わない場合には、受遺者又は受贈者は、裁判所に対し、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的財産を定めることを求めることができるものとする（注1）。

④ ③の場合には、裁判所は、遺贈又は贈与がされた時期のほか、遺贈又は贈与の対象となった財産の種類及び性質、遺留分権利者及び受遺者又は受贈者の生活の状況その他一切の事情を考慮して、①の金銭債務の全部又は一部の支払に代えて返還すべき遺贈又は贈与の目的財産を定めるものとする。

⑤ ②の協議が調い、又は④の裁判が確定した場合には、①の請求をした者

に返還すべき遺贈又は贈与の目的財産の価額の限度で、①の金銭債務は消滅するものとする（注2）。

（注1）受遺者又は受贈者は、遺留分権利者が提起した訴訟において、③の主張をすることができるほか、受遺者又は受贈者の側から遺留分権利者に返還すべき財産の確定を求める訴訟を提起することができるものとする。

（注2）①の金銭債務の消滅時期については、⑤のような考え方のほか、受遺者又は受贈者が②の協議又は④の裁判によって定められた遺贈又は贈与の目的財産を現に返還した時点で金銭債務が消滅するものとし、それまでの間は金銭債務の弁済を認める考え方があり得る。

(2) 乙案（現物返還の主張がされた場合には、現行法と同様の規律で物権的効果が生ずるという考え方）

① 甲案①に同じ。

② ①の請求を受けた受遺者又は受贈者は、その請求者に対し、その請求の時から3箇月を経過するまでは、①の金銭債務の全部の支払に代えて、遺贈又は贈与の目的財産を返還する旨を主張することができる。

③ 受遺者又は受贈者が②の主張をした場合には、民法第1033条から第1035条までの規定に従って遺贈又は贈与の目的財産が滅殺され、①の金銭債務は消滅するものとする。

（補足説明）

○ 従前の部会資料からの変更点等

部会資料12では、甲案、乙案及び丙案の3つの考え方を提示していたが、そのうち甲案（現物返還の内容を裁判所が定めた後も、金銭による弁済を可能とする考え方）と乙案（現物返還の内容を裁判所が定めた後は、当然には金銭での弁済を認めない考え方）は、いずれも受遺者又は受贈者から現物返還の主張が出された場合に裁判所がその内容を定めるものであり、金銭債務の消滅時期等で違いがあるに過ぎないことからすれば、中間試案としてパブリックコメントに付すに当たっては、両案を統合した上で丙案（現物返還の主張が出た場合には、現行法と同様の規律で物権的効果が生じるという考え方）との比較を明らかにした方が国民に分かりやすいのではないかと考えられる。

この点に関し、従前の甲案については、裁判所が返還すべき目的物を定めた場合でも金銭債務の弁済を認め、結果的に裁判所の判断を意味のないものにするのを認めるのは問題ではないかといった指摘や、判決主文が複雑になり分かりにくい（注1）という問題点の指摘がされたところである。

他方、従前の乙案についても、主文において現物の返還が命じられた場合で

も、それが履行されない場合には、再度損害賠償請求をする必要が生ずるといった問題点が指摘されたところである。もっとも、この点については、受遺者又は受贈者から現物返還の主張がされた場合に、現物返還につき強制執行の目的を達することができない場合（民事執行法第31条第2項参照）に備えて予め代償請求をすることを遺留分権利者に認めるなどの措置を講ずることによって解決することが可能であると考えられる。

そこで、本部会資料では、従前の乙案を本文に挙げつつ、従前の甲案を「(注2)」において取り上げることにしている。

また、今回の乙案については、受遺者又は受贈者がすることができる現物返還の主張を、金銭請求の時から3箇月までとすることを明らかにするため、②の規律を付加するとともに、金銭債務の消滅時期については現物返還の意思表示がされた時であることを明確にしている（注2）。

(注1) 甲案(注2)の考え方を採用した場合の判決主文について

例えば、遺留分侵害額が1000万円である事案において、裁判所がうち800万円を不動産(持分)の返還によって、残額の200万円を金銭で返還させることとした場合における判決主文については、今後更に検討を要するが、例えば、以下のようなものになるものと考えられ、相当複雑な主文にならざるを得ないものと思われる。

「被告は、原告に対し、①別紙物件目録記載の不動産の○分の○の持分につき遺留分減殺を原因とする所有権移転登記をし、かつ、200万円及び1000万円に対する平成○年○月○日から同不動産に係る同所有権移転登記がされるまでの間の年○パーセントの割合による金員を支払ったことを解除条件として、②1000万円及びこれに対する平成○年○月○日から支払済みまで年○パーセントの割合による金員を支払え。」

(注2) 乙案についても、金銭債務の消滅時期については、甲案同様に、実際に現物が返還された時という考え方等もあり得る。しかしながら、このような考え方を採った場合には、金銭債務に係る遅延損害金は累積することになり、判決時に遅延損害金を含めた金銭債務全ての代物弁済の範囲を定めるということは、理論的に困難となり、甲案の(注2)の考え方を採った場合と同様の問題(判決主文が条件付になるなど相当複雑な判決となる。)が生ずることとなる。

2 遺留分の算定方法の見直し

遺贈又は贈与が相続人に対してされた場合について、遺留分の算定方法の特則を設ける(後記(1)及び(2))とともに、遺産分割の対象財産がある場合における遺留分侵害額の算定方法を明確にする規律を設ける(後記(3))ものとする(注)。

(注) 後記(1)から(3)までの規律は、それぞれ独立に採用することが可能である。

(1) 遺留分算定の基礎となる財産に含めるべき相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律

民法第1030条の規定にかかわらず、相続人に対する贈与は、相続開始前の一定期間（例えば5年間）（注）にされたものについて、遺留分算定の基礎となる財産の価額に算入するものとする。

（注）この期間をより短い期間（例えば1年間）にした上で、遺産分割の手續等において、一定の要件の下で、多額の特別受益がある相続人に超過特別受益の一部を現実に返還させることができるようにすることも考えられる。

(2) 遺留分減殺の対象に関する規律

相続人に対して遺贈又は贈与がされた場合には、その目的財産のうち当該相続人の法定相続分を超える部分を減殺の対象とするものとする。ただし、これによってその者の遺留分を侵害することができないものとする。

(3) 遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律

遺産分割の対象となる財産がある場合には、個別的遺留分侵害額の計算において、具体的相続分に相当する額（ただし、寄与分による修正は考慮しない。）を控除するものとする（注）。

（注）この点については、法定相続分に相当する額を控除するという考え方もあり得るが、このような考え方によると、遺贈等を受けた相続人の方がそうでない相続人よりも最終的な取得額が少ないという逆転現象が生じ得るため、仮にこのような考え方を採る場合には何らかの調整規定を設ける必要がある。

（補足説明）

○ 従前の部会資料からの変更点等

1 部会資料12の甲案について

部会資料12まででは、甲案として、相続人に対する請求と第三者に対する請求とを分けて規律を設けることを提案していたが、計算が相当複雑なものとなり、実務的に機能しないのではないかとの指摘がされ、中間試案においてこのような考え方を提示するのは相当でないとの意見が大勢を占めたことから、本部会資料では、この部分を削除している。

2 部会資料12の乙案について

部会資料12では、(3)の遺産分割の対象財産がある場合の規律について、A案、B-1案及びB-2案の3つの考え方を提示していたが、A案については遺留分と遺産分割の手續の論理的な先後関係について現行法と異なる規律を採用する割にはメリットが乏しいのではないかとの指摘があり、また、B-1案については遺贈をもらっている相続人が遺贈をもらってい

ない相続人と比して最終的な取得額が少ないという逆転現象が生ずるが、この点を解消することは困難であることを踏まえ、本部会資料では、B-2案（具体的相続分説）を中心に取り上げることにした。

なお、（注）にも記載したとおり、B-1案（法定相続分説）を採用する場合には、逆転現象が生じないよう何らかの調整規定を設ける必要がある。

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

- 遺留分権利者が承継した相続債務について、受遺者又は受贈者が弁済をし、又は免責的債務引受をするなど、その債務を消滅させる行為をした場合には、遺留分権利者の権利は、その消滅した債務額の限度で減縮するものとする。

（補足説明）

部会資料12からの実質的な変更点はない。

（後注）

- 1 遺留分権利者の範囲（民法第1028条）に関し、直系尊属には遺留分を認めないものとする考え方があるが、その当否については、なお検討する。
- 2 負担付贈与や不相当な対価による有償行為がある場合における遺留分の算定方法については、なお検討する。

（補足説明）

1 遺留分権利者の範囲について

前回会議では、中間試案の中で、遺留分権利者の範囲を見直し、直系尊属には遺留分を認めないものとする考え方を取り上げ、これをパブリックコメントに付すべきあるとの意見が述べられたことを踏まえ、本部会資料では、「（後注）」の中でこれを取り上げている。

2 負担付贈与や不相当な対価による有償行為がある場合における遺留分の算定方法について

(1) 負担付贈与がある場合について

現行法上、負担付贈与がされた場合については、その目的財産の価額から負担の価額を控除したものについて減殺を請求することができる（民法第1038条）、この規定が遺留分算定の基礎となる財産の額を算定するに当たっても同様の取扱いをすることを意図したものなのか（一部算入説）、遺留分算定の基礎となる財産の額を算定する際には、その目的財産の価額を全額算入しつつ、減殺の対象を前記控除後の残額に限定した趣旨なのか（全額算入

説) について、学説上見解が分かっている。

しかしながら、例えば、相続人がX、Yの2名(法定相続分各2分の1)であり、被相続人が第三者Aに対して6000万円を遺贈し(その余の遺産はない)、相続人Xに対して相続開始の5年前に被相続人の債務2000万円を引き受ける代わりに(重疊的債務引受)に4000万円を交付し(Xは相続開始時までに債務を完済)、Yが遺留分減殺請求をしたという事例を想定すると、全額算入説は以下のような問題があるように思われる。

すなわち、前記事例では、Xに対する4000万円の交付の法的性質が問題となるが、仮にこれが負担付贈与であるとすると、全額算入説によれば、Yは、Aに対しては2500万円を請求できることになる結果、最終取得額において、何ら贈与を受けていないYがXより多いという逆転現象が生ずることになる。これに対し、一部算入説においては、YはAに対して2000万円請求できるにとどまり、前記のような逆転現象は生じない(注1)(注2)。

他方、Xに対する4000万円の交付のうち、2000万円の部分は費用の前払であり、その残り(2000万円)が贈与であるとすると、いずれの説を前提としても、YはAに対して2000万円請求することができることになる(注3)。

このように、全額算入説を採用すると、Xに対する4000万円の交付のうち、2000万円の部分を負担付贈与の負担部分とみるか、費用の前払とみるかで、大きく結論が変わることになるが、実際の事案においてはそのいずれに当たるか微妙なケースも多く、その認定如何によって大きく結論が変わるのは相当ではないようにも思われる。

以上のとおり、全額算入説は、贈与をもらっている相続人が贈与をもらっていない相続人より最終取得額が少ないという逆転現象が生じ得るほか、費用の前払とみるか、負担付き贈与の負担部分とみるかという微妙なケースにおける事実認定次第で結論が大きく変わるという問題点があるように思われる。

そこで、この点についても、前記学説上の争いを立法的に解決し、遺留分の算定方法を明確化すること(=一部算入説を採用することを明らかにすること)が考えられるように思われるが、どのように考えるか。

(注1) 本文の計算について(負担付贈与とみた場合)

① 全部算入説を採用した場合

遺留分算定の基礎財産 6000万円+4000万円=1億円

Yの遺留分侵害額 1億円×1/2×1/2=2500万円

最終取得額 A 6000万円-2500万円=3500万円

X 4000万円-2000万円=2000万円

Y 2500万円

② 一部算入説を採用した場合

遺留分算定の基礎財産 6000万円 + (4000万円 - 2000万円)
= 8000万円

Yの遺留分侵害額 8000万円 × 1/2 × 1/2 = 2000万円

最終取得額 A 6000万円 - 2000万円 = 4000万円

X 4000万円 - 2000万円 = 2000万円

Y 2000万円

(注2) なお、全部算入説を採用した場合であっても、XがAに対して遺留分減殺請求できるとすれば、逆転現象は生じないことになる。すなわち、Xは、負担部分を除いた実質的な取得額は2000万円であり、遺留分が500万円侵害されているとみれば（遺留分侵害額の計算においては、負担部分を加算する。）、XとYとの間の逆転現象は生じないことになる。しかしながら、遺留分算定の基礎となる財産額の計算においては負担部分を考慮しないのに、遺留分侵害額の計算においては負担部分を考慮するというのは、理論的な一貫性に欠けるように思われる。

(注3) 本文の計算について（費用の前払とみた場合）

遺留分算定の基礎財産 6000万円 + 2000万円 = 8000万円

Yの遺留分侵害額 8000万円 × 1/2 × 1/2 = 2000万円

最終取得額 A 6000万円 - 2000万円 = 4000万円

X 4000万円 - 2000万円 = 2000万円

Y 2000万円

(2) 不相当な対価による有償行為がある場合について

不相当な対価による有償行為がある場合における遺留分の算定方法については民法第1039条に規定があるが、同条については、一般に、遺留分の算定の基礎となる財産の額を算定する際には対価を控除した残額部分が加算されるが、減殺の対象となるのはその全額である（その代わりに遺留分権利者は対価を償還する。）と解されているようである。

このような解釈を前提とすると、例えば、相続人がX、Yの2名（法定相続分各2分の1）であり、被相続人が、第三者Aに対して死亡半年前に1000万円の価値がある土地（以下「本件土地」という。）を代金200万円で売却し、相続人X（法定相続分2分の1）に対して死亡3年前に3200万円贈与したという事例（相続開始時の財産はないものとする）において、Yが遺留分減殺請求をした場合を想定すると、Yの遺留分侵害額は1000万円となるから、①YはAに対して本件土地全部の減殺を請求できるが、200万円は償還しなければならないこととなり、②YはAに200万円償還した結果、遺留分侵害

額につき200万円（1000万－（1000万－200万）＝200万円）は満足を得られていないから、次順位のXに対して、更に200万円を減殺請求することができることとなる（注1）。

しかしながら、遺留分権利者に、本来権利行使できる価額を超えて減殺を認める必要性は乏しいとも考えられ、特に、遺留分減殺請求権の行使によって生ずる権利を原則金銭債権化する場合には、目的財産全部に対する減殺を認めつつ対価を償還させるというスキームを採用する合理性に欠けることになるものと思われる。

そこで、不相当な対価による有償行為がある場合についても、民法第1039条の規律を見直し、第1038条と同様、不相当な対価を控除した残額のみを減殺対象とすること（対価については償還しないこと）が考えられように思われるが（注2）、どのように考えるか。

（注1）前記解釈を前提とした場合の処理について

$$\begin{aligned} \text{遺留分算定の基礎財産} & \quad (1000\text{万円} - 200\text{万円}) + 3200\text{万円} \\ & \quad = 4000\text{万円} \end{aligned}$$

$$\text{Yの遺留分侵害額} \quad 4000\text{万円} \times 1/2 \times 1/2 = 1000\text{万円}$$

したがって、前記のような処理をする結果、最終的な財産の帰属は

A 対価の償還200万円

X 3000万円（3200万円－200万円）

Y 本件土地全部＋200万円（Xからの取得額）－200万円（Aへの償還）となる。

（注2）前記の考え方を採った場合の処理について

Yは、遺留分侵害額である1000万円について、Aに対して800万円の支払を、Xに対して200万円の支払を求めることができることになる。

その結果、最終的な財産の帰属は、

A 本件土地全部－800万円

X 3000万円（3200万円－200万円）

Y 800万円（Aからの取得額）＋200万円（Xからの取得額）

となる。

第5 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

1 甲案（請求権者の範囲を限定する考え方）

- ① 二親等内の親族で相続人でない者は、被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をしたときは、相続が開始した後、相続

人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。

- ② ①の金銭の額について、①の請求をした者と相続人との間で協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所がこれを定めるものとする。
- ③ ②の場合には、家庭裁判所は、①の請求をした者の寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、①の請求をした者に支払うべき金額を定めるものとする。
- ④ 各相続人は、③の額について、法定相続分に応じてその責任を負うものとする。
- ⑤ ①の請求は、限定承認、財産分離及び相続財産破産の各手続が開始された場合には、することができないものとする。ただし、これらの手続が終了した後、相続財産が残存する場合は、この限りでないものとする。
- ⑥ ①の請求権は、相続開始を知った時から一定期間（例えば6箇月間）行使しないときは、時効によって消滅するものとする。〔相続開始の時から一定期間（例えば1年）を経過したときも、同様とするものとする。〕

2 乙案（貢献の対象となる行為を無償の労務の提供に限定する考え方）

- ① 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をし、これにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者（相続人を除く。）があるときは、その寄与をした者は、相続が開始した後、相続人に対し、金銭の支払を請求することができるものとする。
- ② その余の規律は、1②から⑥までに同じ。

（補足説明）

部会資料12からの実質的な変更点はない。